資料 No. 1 − 2

一般用医薬品の区分に関する薬事・食品衛生審議会 薬事分科会医薬品等安全対策部会報告について

一般用医薬品の区分について、以下のとおりとすることが適当である。

1. 第二類医薬品について

- (1) 漢方処方製剤について
 - ○次のものを追加する。
 - •安中散加茯苓
 - 乙字湯去大黄
 - 三黄散
 - •大柴胡湯去大黄
 - 治頭瘡一方去大黄
 - ○次のものを削除する。
 - ・実脾飲(別名実脾湯)
 - 八味逍遥散
 - ○次のものを変更する。
 - ・加味逍遥散合四物湯を 加味逍遥散加川芎地黄(別名加味逍遥散合四物湯)に
 - ・小青竜湯合麻杏甘石湯を 小青竜湯加杏仁石膏(別名小青竜湯合麻杏甘石湯)に
 - ・小柴胡湯合半夏厚朴湯(別名柴朴湯)を 柴朴湯に
 - ・桂枝加厚朴杏仁湯(別名桂枝加厚朴杏子湯)を 桂枝加厚朴杏仁湯に
 - ・八味地黄丸(別名八味丸)を 八味地黄丸に
 - ・補気建中湯(別名補気健中湯)を 補気健中湯(別名補気建中湯)に
 - ・三黄瀉心湯(別名三黄散)を三黄瀉心湯に

2. 第三類医薬品について

- (1) 生薬及び動植物成分について
 - ○次のものを追加する。
 - ・ 桃の葉
 - ○次のものを削除する
 - ・ソヨウ
 - ・シャジン